

都たばこ税手持品課税納付書記載方法

<注意事項>

- 1 右図の①～⑧に必要事項を記入してください。
- 2 Excelファイルでは、入力が必要な項目が緑色に表示されます。
- 3 納税の際は、**外枠点線部分**を切り取り、金融機関等の窓口へお持ちください。
3枚それぞれを1枚ごとに切り離す必要はありません。
- 4 本納付書は、都税のみをお納めいただくものです。税額欄等には、東京都に納付する金額のみ記入してください。**国、他道府県、区市町村へ納める税金には使用できません。**

納付についてのお知らせ

- ◎ 納期限は、平成31年4月1日(月)です。
納付は、お早めにお済ませください。
- ◎ 納付場所は次の金融機関等です。
 - 東京都指定金融機関及びその派出所
 - 東京都公金収納取扱店
(銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫、中央金庫(信金・商工組合))
(東京都内に本店又は支店が所在する金融機関に限る(一部を除く)。)
(ゆうちょ銀行の営業所及び郵便局については東京都内並びに関東各県及び山梨県に所在する店舗)
- ◎ 具体的な金融機関名は東京都主税局ホームページに掲載しております。
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>
- ◎ 都税事務所・都税支所・支庁でも納付することができます。
- ◎ 納付に関するお問い合わせ先

〒106-8560 港区麻布台3-5-6

港都税事務所 徴収課 徴収管理班 電話：(03) 5549-3800 (代表)

都たばこ税手持品課税納付書記載例

<注意事項>

1. 記載例を参考に、①～⑧の必要事項を記入してください。
2. 納付書は3枚複写式です。この表紙をめくり、2枚目の都たばこ税領収証書にボールペン等で強くはつきりと記入してください。
なお、お納めいただく際には、3枚を切り離さずに、全て金融機関等の窓口へお持ちください。
3. 本納付書は、都税のみをお納めいただくものです。税額欄等には、東京都に納付する金額のみ記入してください。国、他道府県、区市町村へ納める税金には使用できません。

都道府県コード		都たばこ税領収証書		公
13	00	610		
① 営業所又は貯蔵場所の所在地と名称を記入してください。 連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。				
② 個人の場合は住所と氏名を、法人の場合は販売許可を受けた法人の本店所在地と法人の名称を記入してください。				
営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (店舗名等)				
東京都新宿区西新宿△-△-△ 都庁たばこ販売店 都庁店				
(電話番号 03-0000-0000)				
申告者の所在地、氏名又は名称 (本庁等)				
東京都中野区中野〇-〇-〇 都庁 太郎				
④ 書損した納付書に記載されている番号を記入してください。 (店舗毎に異なります。)				
年度	※ 処理事項	徴収簿番号		
30		9110100010		④
申告期間 申告区分				
30	10	⑤ 申告		修正決定
③ 年度を記入してください。				
⑤ 申告区分を囲んでください。				
⑥ 税額を記入してください。 たばこ税等の手持品課税申告書(申告者控用及び都道府県提出用)の ⑧欄と同一の税額をご記入ください。 なお、東京都の税額は、1円単位です(1円未満切捨てです。)。 ※国税とは取扱いが異なり、100円未満切捨てではありません。 ご注意ください。				
合計額 ⑦ ¥1416				
⑧ 納期限 中 31 04 31				
⑦ 合計金額を記入してください。 合計金額の直前に「¥」記号を記入してください。				
⑧ 納期限を記入してください。 納期限は、③で記入した申告年の翌年3月末日です。 (当該日が土日祝日の場合は、その翌日です。)				
03				

東京都主税局